

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧表 【差替 19.3.26】

修正後	修正前
<p>(共-1-1) 1-1-1適用 2. 請負者は・・・、<u>長崎県建設工事施工管理基準</u>・・・</p> <p>(共-1-13) 5. (2) 請負者は段階確認にかかる予定(種別、細別、確認時期)について<u>事前に監督職員の確認を受け、「段階確認書」を作成しなければならない</u></p> <p>(共-1-20) 1-1-29 施工管理 3. 請負者は、長崎県が定める「<u>長崎県建設工事施工管理基準</u>」により施工管理を行い・・・</p> <p>(共-2-22) 2-9-3 <u>コンクリート二次製品の耐久性向上</u> <u>工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</u> <u>(1) コンクリートヒューム管 (6) シールドセグメント</u> <u>(2) コンクリート杭 (7) コンクリートブロック</u> <u>(3) プレキャスト桁 (8) コンクリート矢板</u> <u>(4) プレキャスト擁壁 (9) その他</u> <u>(5) コンクリート函渠</u></p> <p>(共-3-2) 日本道路協会 <u>舗装設計施工指針</u></p> <p>(共-5-27) 5-16-7 銘板工の設置 ・ <u>内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類</u></p> <p>～様式の差替～ ・ 工事打合せ簿、段階確認書</p>	<p>2. 請負者は・・・、建設工事施工管理基準・・・</p> <p>5. (2) 請負者は、事前に段階確認に係わる予定(種別、細別、確認時期等)を記載した段階確認書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、長崎県が定める「建設工事施工管理基準」により施工管理を行い・・・</p> <p>無し (追記事項)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工便覧</p> <p>・ 内宮断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類</p>

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 長崎県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長崎県が発注する建設工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

なお、この共通仕様書に記載されていない事項、または特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「**特記仕様書**」という。）によるものとする。

2. **請負者**は、共通仕様書の適用にあたっては、「長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規程、長崎県土木工事検査基準、長崎県建築工事検査基準、長崎県土木工事検査指導幹職務要綱、長崎県建築工事検査専門職員職務要綱、長崎県建設工事施工管理基準(以下「検査規定等」と総称する)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、**請負者**はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、長崎県財務規則（昭和39年、長崎県規則第23号）（以下「規則」という。）第119条、第120条及び第121条に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 契約書に添付されている図面、**特記仕様書**及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. **特記仕様書**、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、**請負者**は**監督職員**に**確認**して**指示**を受けなければならない。

5. **請負者**は、信義に従って誠実に工事を履行し、**監督職員**の**指示**がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合には、この限りではない。

6. **設計図書**は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. **監督職員**とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。**請負者**には、主として主任監督員及び監督員が対応する。

監督職員は、主に、**請負者**に対する**指示**、**承諾**または**協議**の処理、工事实施のための詳細図等の作成および交付または**請負者**が作成した図面の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、段階**確認**、工事材料の試験または検査の実施

(他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む)の処理、関連工事の調整、**設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担任者(規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。)に対する**通知**等を行う者をいう。

2. **総括監督員**とは、「検査規定等」に定める監督総括業務を担当し、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

なお、総括監督員が配置されていない場合は、主任監督員が監督総括業務を行うものとする。

3. **主任監督員**とは現場監督総括業務を担当し、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。

4. **監督員**とは、一般監督業務を担当し、一般監督業務の掌理を行う者をいう。

5. **契約図書**とは契約書及び**設計図書**をいう。

6. **設計図書**とは、**特記仕様書**、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、**設計図書**に対する質問回答書及び**監督職員**が**請負者**に**指示**した**書面**及び**請負者**が**提出**し**監督職員**が**承諾**した**書面**をいう。

7. **仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される**特記仕様書**を総称していう。

8. **共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

10. **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

11. **質問回答書**とは、**設計図書**等に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する**書面**をいう。

12. **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき**監督職員**が**請負者**に**指示**した図面及び**請負者**が**提出**し、**監督職員**が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。

13. **工事数量総括表**とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

14. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、**監督職員**が**請負者**に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。

15. **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは**監督職員**または**請負者**が**書面**により同意することをいう。

16. **協議**とは、**書面**により**契約図書**の協議事項について、発注者または**監督職員**と**請負者**が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

17. **提出**とは、**監督職員**が**請負者**に対し、または**請負者**が**監督職員**に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

18. **提示**とは、**監督職員**が**請負者**に対し、または**請負者**が**監督職員**に対し工事に係わ

2. **請負者**は、**監督職員**による検査（**確認**を含む）及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、**監督職員**が製作工場において**立会**および**監督職員**による検査（**確認**を含む）を行なう場合、**請負者**は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
3. **監督職員**による検査（**確認**を含む）及び**立会**の時間は、**監督職員**の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると**監督職員**が認めた場合はこの限りではない。
4. **請負者**は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、**監督職員**の**立会**を受け、材料検査（**確認**を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
5. **段階確認**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) **請負者**は、表1-1 **段階確認**一覧表に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。
 - (2) **請負者**は、事前に**段階確認**に係わる予定（種別、細別、確認時期等）について事前に**監督職員**の確認を受け、**段階確認書**を作成しなければならない。
 - (3) **請負者**は**段階確認**に臨場するものとし、**監督職員**が押印した**書面**を保管し、検査時に**提出**しなければならない。
 - (4) **請負者**は、**監督職員**に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. **段階確認**は、**監督職員**の臨場を原則とするが、やむを得ない場合は机上とすることができる。この場合、**請負者**は施工管理記録、写真等の資料を整備し、**監督職員**にこれらを**提示**し**確認**を受けなければならない。

表 1 - 1 段階確認一覧表

1 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- 5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、**請負者**に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
- 6. 修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
- 7. **請負者**は、当該完成検査については、第 1 編 1 - 1 - 22 第 2 項の規定を準用する。

1 - 1 - 26 既済部分検査等

- 1. **請負者**は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- 2. **請負者**は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、**監督職員**に**提出**しなければならない。
- 3. 検査職員は、**監督職員**及び**請負者**の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 4. **請負者**は、検査職員の**指示**による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
- 5. **請負者**は、当該既済部分検査については、第 1 編 1 - 1 - 22 第 2 項の規定を準用する。
- 6. 発注者は、既済部分検査に先立って、**監督職員**を通じて**請負者**に対して検査日を**通知**するものとする。
- 7. **請負者**は、契約書第 37 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、**監督職員**に**提出**しなければならない。

1 - 1 - 27 中間検査

- 1. **請負者**は、長崎県建設工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。
- 2. 完成検査、既済部分検査は、長崎県財務規則第 119 条の 3 の検査を実施するときに行うものとする。
- 3. 中間検査は、工事施工の途中で特に確認が必要な場合に実施するものとする。
- 4. 中間検査の時期選定は、**監督職員**が行うものとし、発注者は**請負者**に対して中間検査を実施する旨及び検査日を**監督職員**を通じて事前に**通知**するものとする。
- 5. 検査職員は、**監督職員**及び**請負者**の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 6. **請負者**は、当該技術検査については、第 1 編 1 - 1 - 22 第 2 項の規定を準用する。

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、**請負者**の同意を得て部分使用できるものとする。
2. **請負者**は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査または**監督職員**による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

1-1-29 施工管理

1. **請負者**は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. **監督職員**は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、**請負者**は、**監督職員**の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、**請負者**の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、**監督職員**が必要と判断した場合
3. **請負者**は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で**監督職員**からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、**監督職員**と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

1-1-30 履行報告

請負者は、契約書第37条の規程により中間前払金を選択する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、**監督職員**に**提出**しなければならない。

1-1-31 使用人等の管理

1. **請負者**は、使用人等（下請負者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. **請負者**は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-32 工事中の安全管理

（一般事項）

1. **請負者**は、**建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」**を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない

表 2-22 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比 表 面 積 cm^2 / g		2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安 定 性	パット法	良
	ルシャテリエ法 mm	10 以下
圧 縮 強 さ N/mm^2	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下
	28d	400 以下
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下
三 酸 化 硫 黄 %		3.0 以下
強 熱 減 量 %		3.0 以下
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下

(注) 全アルカリ (Na o eq) の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント) 付属書ポルトランドセメント (低アルカリ形) による。

4. 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) の規定によるものとする。

2-8-3 混和材料

1. 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ) の規格に適合するものとする。
2. 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張材) の規格に適合するものとする。
3. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) の規格に適合するものとする。
4. 混和剤として用いる A E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能 A E 減水剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合するものとする。
5. 混和剤として用いる流動化剤は、土木学会 コンクリート用流動化剤品質規準 (案) 3. 品質の規格に適合するものとする。
6. 急結剤は、土木学会 コンクリート用急結剤品質規格 (案) 3、品質の規格に適合するものとする。

2-8-4 コンクリート用水

1. コンクリートに使用する練混水は、上水道または JSCE-B 101 あるいは JIS A 5308 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。
2. **請負者**は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませず水として使用してはならない。

第9節 セメントコンクリート製品

2-9-1 一般事項

1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl⁻)の総量で表すものとし、練り混ぜ時の全塩化物イオンは0.30 kg/m³以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、**監督職員の承諾**を得なければならない。

請負者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**し、**確認**した資料を**監督職員**に**提出**しなければならない。

2-9-2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。

- JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品
－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
- JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）
- JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査及び通則）
- JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
- JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
- JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
- JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）
- JIS A 5506（下水道用マンホールふた）

2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上

工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを**提出**し、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。

- | | | | |
|-------|-------------|-------|------------|
| (1) | コンクリートヒューム管 | (6) | シールドセグメント |
| (2) | コンクリート杭 | (7) | コンクリートブロック |
| (3) | プレキャスト桁 | (8) | コンクリート矢板 |
| (4) | プレキャスト擁壁 | (9) | その他 |

第3章 一般施工

第1節 適用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料及び第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督職員**に**確認**をもとめなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	（平成 14 年 3 月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅲコンクリート編）	（平成 14 年 3 月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編）	（平成 14 年 3 月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成 14 年 3 月）
日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧	（昭和 60 年 2 月）
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成 17 年 12 月）
日本道路協会 アスファルト舗装要綱	（平成 10 年 6 月）
日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱	（昭和 59 年 2 月）
日本道路協会 舗装試験法便覧	（昭和 63 年 11 月）
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成 4 年 12 月）
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成 2 年 11 月）
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和 49 年 7 月）
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成 2 年 9 月）
日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年 6 月）
建設省 仮締切堤設置基準（案）	（平成 10 年 6 月）
環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について（告示）	（昭和 46 年 12 月）
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	（平成 16 年 3 月）
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（平成 4 年 10 月）
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	（平成 7 年 10 月）
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成 12 年 3 月）
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	（昭和 61 年 11 月）
日本道路協会 道路土工－施工指針	（昭和 61 年 11 月）

日本道路協会	道路土工のり面・斜面安定工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工擁壁工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工カルバート工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工排水工指針	(昭和 62 年 6 月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成 16 年 2 月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成 13 年 12 月)
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9 年 12 月)
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和 53 年 7 月)
建設業労働災害防止協会	ずい道工事における換気技術指針	(平成 4 年 1 月)
建設省	道路付属物の基礎について	(昭和 50 年 7 月)
日本道路協会	道路標識設置基準	(昭和 62 年 1 月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準	(昭和 59 年 10 月)
建設省		
	土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編]	(平成 11 年 11 月)
建設省		
	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編]	(平成 11 年 11 月)
建設省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成 10 年 12 月)
労働省		
	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成 12 年 12 月)
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	(平成 13 年 12 月)
国土交通省		
	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成 13 年 12 月)
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(平成 4 年 10 月)
厚生労働省	手すり先行工法に関するガイドライン	(平成 15 年)

第3節 共通的工種

3-3-1 一般事項

本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、法粹工、吹付工、植生工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、桁製作工、工場塗装工、コンクリート面塗装工、支給品運搬工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-3-2 材料

1. 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編2-9-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。ま

表5-7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法
(港湾・漁港)

区分	適用工種	設計基準強度 (N/mm ²)	生コン種類名	生コン呼び強度 (N/mm ²)	骨材最大寸法 (mm)	スランブ (mm)	最大水セメント比 (%)	セメントの種類	備考
無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 張りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物(I)(II)…※ 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	※エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水桝等をいう。
	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜積消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B	
	エプロン	曲げ4.5	標準品	曲げ4.5	40	6.5		高炉B	強度は曲げ強度とする
	水中コンクリート	18	標準品	30	40	15	50	高炉B	最小セメント量 370 kg/m ³
	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B	
鉄筋構造物	栈橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	ケーソン・L型・セルラー塊	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	ボンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	

注) 1. 生コンクリートの呼び強度は標準養生した場合の強度である。
2. ブーム車打設、ポンプ車打設のスランブは8cmを標準とする。
3. 舗装コンクリートの場合、厚さが10cm未満のときは骨材最大寸法を20mmとする。
4. 本表に記載していない工種については一般土木による。

5-16-7 銘板工の設置

コンクリート構造物の維持管理補修の効率化を図るため、**請負者**は、当該工事関係者、構造物の諸元を表示した銘板を重要構造物に設置する。なお、重要構造物とは下記に示すもののほか**監督職員**が指示する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-8-8銘板工の規程によるものとする。

- ・高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く)
- ・内空断面が2.5m²以上の鉄筋コンクリートカルバード類
- ・橋梁下部工
- ・高さが3m以上の堰、水門、樋門

